

【令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告について】

町では、令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の受付けを次のとおり実施します。

事業（営業・農業）、不動産等の収入のある人、生命保険の満期により所得のある人などは、期間内に申告をしてください。なお、医療費控除など、還付申告を行うことで所得税等が還付となる人の申告については、1月17日（金）から受付けておりますので、早めの申告をお願いします。

また、提出される申告書にはマイナンバーの記載が必要です。（詳細・令和元年12月号広報しもかわ掲載）

なお、確定申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をされなかつた場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。その場合、新たに計算税が賦課される場合の

ほか、法定納期限の翌日から納付までの延滞税を併せて納付しなければならない場合がありますので、ご注意ください。

■所得税等確定申告期間

○受付期間
2月17日（月）～3月16日（月）まで
(土曜・日曜・祝日除く。)

○受付時間
午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
※最終日3月16日（月）の受付は正午まで

○申告会場
公民館（2月14日（金）まで）
または、還付申告のみ、税務住民課窓口で受け付けます。

※土地、建物や株式の譲渡所得等がある人や、青色申告の人は、期間内に名寄税務署で申告ください。

■インターネットで確定申告「e-Tax」の「利用をクス」とは、自宅やオフィスからインターネットを利用してできるパソコンで、確定申告などの手続がができるシステムです。ぜひご利用ください。

なお、ご利用の際に必要な、マイナンバー（個人番号）カードを新たに取得される人は、交付申請が集中した場合、カードの作成に時間を要し、確定申告を行う間に交付が受けられない可能性がありますので、お早めにお手続きください。

また、平成31年1月からは、カード不要の申告方法やスマートフォン等による申告方法も可能となりました。

詳しくは次のe-Taxホームページ等をご参考ください。

e-Taxホームページページ

○操作に関して
e-Tax・作成コードヘルプデスク
☎ 0570-01-5901

■税務署から事前に送付されていた「確定申告書」は送付されなくなりました。

国税庁において、IC-T（情報通信技術）を活用した申告の推進及び行政コストの削減の観点から見直しが図られ、「確定申告書」の事前送付はされなくなりました。それに代えて「確定申告のお知らせはがき」が税務署から送付されますので、お早めにお手続きください。（ただし、前年の申告で、事業所等があり、青色申告し、決算書・収支内訳書の作成が必要な人、予定納税がある人等に限られますが）

■公的年金等を受給されている人へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、給与所得など公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税等の確定申告をする必要がありますが、所得税等の還付を受けるための申告をすることはできます。

また、所得税等の確定申告が必要ない場合であっても、住民税（個人の町・道民税）の計算において、医療費控除、社会保険料控除、寄附金控除、寡婦（夫）控除、障害者控除、扶養控除等の各種控除などを受けようとする人は、住民税の申告が必要です。申告がない場合、控除の適用を正しく受けることができませんので、必ず忘れずに申告ください。

